ねくださ

方は勤務先

1

お

▼問合せ先

福祉課児童福祉

担当(内線33

ださい

のでぎ

でご注意く



は次の方です。
に変費の自己負担公庭などひとり親家庭庭などひとり親家庭庭などのとり親家庭庭などのとり親家庭庭などのとり親家庭庭などのとり親家庭庭などのとり親家庭庭などのもので、対象 母子、 対象となるの 担分を市が助 家庭に、保険

のお知らせ

とき 9月25日川~29日金 ところ 福祉課分室 福祉課分室

とき 10月4日州 対象者 18~99歳の男女(骨 が象者 18~99歳の男女(骨 がます 18~90歳の男女(骨 18~54歳)

きるようになって浄化につながりまでは、ですから

http://www.city.namerikawa .toyama.jp/m/

と児童

ります。間に献血経験がある

る方に限

・申込み・

福祉課

る

社会福祉

担当(内容

線3

だは、さ

0

につ

いて

大され、併せて所得制限が引き上げられました。 新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆さまに か正に伴う新規請求などの手 な正に伴う新規請求などの手 た場合、平成18年4月分(または支給要件に該当した翌月分)にさかのぼって支給され、 たは支給要件に該当した翌月からは、 たは支給要件に該当した翌月からは、 たは支給するでに申請され、 が引きるがのでする。 たは大きれ、併せて所得制限が引きる。 なお、 が引きる。 なお、 は9月分(まれ、 が引きる。 なお、 が引きる。 がした。 が引きる。 が引きる。 が引きる。 が引きる。 が引きる。 がした。 がした。 が引きる。 がした。 (され、併せて所得制限が引)前から小学校修了前まで拡 1の小学校第3学年修里手当の支給対象年齢 の改正」 の成期間 をで の分働能力を失った児童 名とその児童 者とその児童 ③父母のどう ③父母のどちらかが重度の②父子家庭の父と児童①母子家庭の母と児童

資格証をお持ちの方 ください。 歳に達する日以終の成期間の養育する 3月31日まで助成され 最初の 18 方は、

・資格証をお持ちの方は、 ・資格証の有効期限は9月30日 です。資格証の有効期限は9月30日 です。資格証をお持ちの方は にたずに更新の手続きをして は次のとおりです。

担当(内線331) 福祉課社会福祉

ジイ ンができま-J

単にアクセスできます。 接携帯電話に入力すると、簡 ドを読み取るか、URLを直

ました。(整備計たち、現在では、 でが市。 (整備計画 ジ画 にう をご覧く つに いな2 てり9

快適で住みよいまちをつく るために、多額の費用をかけ て建設した下水道接続をお願 いします。 も早~下 よう努力 労力していま-水道を利用! まい 願いのだ

リード型の紙型の様 スード型の献 入一が登り献

れ、今後、人の同意

3

n

で理解とご協力を

お

-水道課

合せ先

(内線4

受付・問合せ先 福祉課社会福祉担当(内線332)

MFORMATION

身体障害児・者の補装具と日常生活用具の 給付の制度が変わります

4月から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、10月から補装具と日常生活用具の給付の制度が変わ ります。

補装具とは…障害者などの身体機能補完または代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの など。義肢・装具・車いす・補聴器など

日常生活用具とは…日常生活上の便宜を図るための用具

変更になる点は次のとおりです

1. 利用者負担額

- ●これまで補装具・日常生活用具の給付は応能負担でしたが、10月から定率負担へと変わり、1割負担とな ります。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されます。負担上限額については下記の表のとおりです。
- ●本人または世帯員のいずれかの市町村民税の所得割の納税額が50万円以上の場合、支給の対象となりませ

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する障害者(障害児の場合 は保護者)の年収が80万円以下	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する障害者(障害児の場合 は保護者)の年収が80万円以上	24,600円
一般	市町村民税課税世帯で支給対象となる障害者	37,200円

2. 補装具費の支給について

補装具については、これまでの現物給付から、補装具費(購入費・修理費)の支給へと変わります。補装具 費支給の方法については、利用者が次の2種類の方式から選択することになります。

①市に補装具の購入・修理の費用支給の申請をする。

市より支給決定

②業者との契約により補装具の購入・修理のサービス提供を受ける。

償還払方式 ↓

③業者に補装具の購入・修理に要した費用を 全額支払い、市に補装具の購入・修理に要 した費用から利用者負担額を差引いた額の

代理受領方式

③業者に補装具の購入・修理に要した費用の うち利用者負担額を支払うとともに、業者 と代理受領の委任契約をする。

※補装具の購入・修理に要する費用から利用 者負担額を差引いた額については、市から 業者に支払う。

く代理受領の前提条件>

- ●市と代理受領の契約をしている業者であること
- ●利用者が業者と委任契約をすること

請求をして、支給を受ける。